

平成 2 0 年 度

事 業 計 画

ひとり親 Tokyo  
財団法人東京都母子寡婦福祉協議会

# 平成20年度 事業計画

## 1 運営の基本方針

本協議会は、都内ひとり親家庭・寡婦の自立精神の確立を図り、相互扶助と共同の福祉の増進に努め、健全な家庭生活をもたらすことを目的として、活動を展開してきた。

母子福祉の施策は、平成15年4月の『母子及び寡婦福祉法の一部改正』により「児童扶養手当中心の保護施策」から「就業・自立支援施策」に転換され、各種支援施策が進められている。

本協議会は母子福祉団体として、母子家庭の親子が将来に希望を持てる支援策を要望していくとともに、最も困難な課題を抱え支援を必要としている母子家庭の母等への生活と福祉を守るため、その役割を果たすべく全力で支援を展開していく。

## 2 平成20年度の実業計画

本年9月、当協議会は関東地区母子寡婦福祉研修大会を実施運営する。地区母子会と総力を挙げて準備を進めていくとともに、関東地区の母子福祉団体が結束して国に対し母子福祉施策を提言できる充実した大会を目指したい。

この5年間展開された就業支援策は大きな成果を期待されたが、直近の母子家庭実態調査結果によると、社会全体の雇用の不安定や賃金格差などの深刻な影響などもあり、母子家庭の母の所得金額は一般世帯の半分以下であり依然として厳しい現状で、実情に合った一層の支援策が喫緊の課題である。

そこで平成20年は、東京都母子家庭等就業・自立支援センター事業（以下、「自立支援センター事業」）を拡充し、母子家庭の母向けの就業支援事業が区市レベル（「母子自立支援策定プログラム」）で展開されることを期に、母子家庭の母に、地域性を考慮したより利用しやすい支援を展開していく。

また、新規事業として養育費相談センターを開設し、経済的な自立を目指した自立支援センター事業の一層の充実を図る。

なお、平成20年12月から施行される公益法人制度の抜本的な改革については、的確に対応し公益性を一層高めることに留意する。

### (1) 母子家庭の母等の就業支援の推進（拡充）

自立支援センターとして、専門の就業相談員を増員し、相談場所の増設、相談時間の延長等相談者の一層の利便性を図る。求人開拓についても積極的に推進する。

離婚前の生活設計相談にも柔軟に対応していく。

### (2) 養育費相談の開設（新規）

平成20年度から、自立支援センター事業の一環として専門相談員を配置して相談業務を開始する。

### (3) 関係団体との連携・協働によるひとり親家庭等への支援

就業関係機関との連携はもとより、21世紀職業財団・労働相談情報センター・養育費相談支援センター・東京ボランティア市民活動センターとの連携、商工会議所・中小企業団体中央会・求人媒体事業企業・ひとり親支援企業などに向け雇用促進、啓発活動を推進していく。

### (4) 組織の連帯の強化

平成20年度は、関東地区母子寡婦福祉研修大会を主催することから昨年来、役員、地区母子会長、東京ムーヴ役員を中心に実行委員会を立ち上げ準備を進めてきた。今年度は会員一致協力し大会運営にあたる。組織内の交流の機会が多いことから、組織内の活動、母子と寡婦の連携、地域のひとり親家庭への働きかけなどに関する情報交換の機会とし、未来に継承できる組織の強化に努める。また、後継者の育成等連帯を強化していく。東京ムーヴへの入会希望者には、ホームページを利用して入会できるように改善した。

### (5) 積極的な広報活動の展開

本協議会の活動に関する情報を、ホームページや機関紙などの各種媒体によって広くお知らせし、母子会の活動の理解を得るとともに、母子家庭等への支援の協力を求めていく。

また、ホームページから講習会・研修会や各種開催事業、母子会への入会申込、さらには求人登録、求職登録ができる体制を整えたことから、より迅速な対応を進める。センター事業については、20年度は新規事業を掲載しリニューアルしたリーフレットで更に周知していく。

## 3 平成20年度個別事業の運営

### (1) ひとり親家庭等の自立促進事業

ひとり親家庭及び寡婦が経済的にも精神的にも安定した生活を築くために就業機会の確保は重要課題である。社会的には、子育てとの両立をひとりで担う母子家庭の母に自立を促すだけでは不十分な状況であり、就業支援のみならず、個々の生活実態や地域の実情に応じた支援が求められている。このため、離婚前の相談を含め、個々の母子家庭の母等の状況に応じ、就業支援を核とした自立のための支援を行っていく。合わせて求人開拓に積極的に取り組む。

#### ア 自立支援センターの運営（都補助事業・寄附行為第4条第2・6号事業）（拡充）

##### (ア) 目的

ひとり親家庭の就業による自立に向けて、関係機関との連携・協働により就業相談から職業紹介までの一貫した支援を行う。特に児童扶養手当受給者の求職活動については一層の支援に努めるとともに、求めに応じ活動についての証明書も発行する。事業主に対してはひとり親家庭の雇用促進の啓発に積極的に取り組む。

##### (イ) 事業内容

##### a 就業についての相談、援助及び指導

- b ひとり親・寡婦無料職業紹介事業
- c 求職活動支援機関等利用証明書発行
- d 就業促進のための企業等関係者に対する求人開拓と啓発活動
- e 区・市母子自立支援員、ハローワーク、マザーズ&レディーズのハローワーク、東京しごとセンター、都産業労働局、区・市の職業紹介機関等公共機関と連携した就業支援
- f 養育費相談事業
- g 地区母子会の指導者への研修及び指導等
- h 情報提供紙「自立支援センターだより」の発行 年2回 (1回・12,000部)

(ウ) 設置場所

セントラルプラザに加え、東京しごとセンター及び東京しごとセンター多摩にも開設する。

なお、養育費相談については、セントラルプラザにおいて行う。

(エ) 開設時間

東京しごとセンターにおいては、週2日を午後8時までとするとともに、土曜日(午後5時まで)も開設する。

イ 母子家庭及び寡婦自立促進講習会 (都委託事業・寄附行為第4条第2号事業)

(ア) 目的

母子家庭の母等が、就業による自立に必要な知識・技能を習得するため、パソコン講習会を実施する。

(イ) 事業内容

a 種 目

パソコン (ワード・エクセル初級コース) 7回  
(ワード・エクセル実践コース) 3回

b 実施回数等

10回実施 1回 20人程度 1回18時間 (6時間×3日)

ウ 就職準備講座 (寄附行為第4条第2号事業)

(ア) 目的

「自分に合ったしごと探し」をテーマに転職、再就職のための具体的・実践的な講座を実施する。

(イ) 事業内容

- a 対象者 母子家庭の母及び寡婦・それに準ずる者
- b 実施回数 1日6時間 年3回
- c 内 容 ・応募書類 (履歴書、職務経歴書) の書き方・面接の受け方  
・労働法の知識  
・就業相談会
- d 講 師 NPO法人Wing21キャリアカウンセラー等

エ パソコンフォローアップ塾（寄附行為第4条第2号事業）

（ア）目的

転職、再就職のためのパソコン技能の補習、在職者のスキルアップのための実技指導を行う。

（イ）事業内容

- a 対象者 就業相談者・自立促進講習会受講生
- b 実施回数 年6回（隔月） 1回 3時間×2日
- c 場所 ひとり親Tokyo事務所内
- d 内容 ・仕事で使うEメール・インターネットの知識  
・パソコン（ワード&エクセル）フォローアップ
- e 講師 東京ボランティア市民活動センター・ITボランティアネットワーク

オ 会計ソフトフォローアップ塾（寄附行為第4条第2号事業）

（ア）目的

母子家庭の母等の就業の機会を確保するために、会計ソフトを使用する事務処理能力の向上を目指す職業訓練をし、安定した就業に結びつける。

（イ）事業内容

- a 対象者 ワード・エクセルの基本操作ができ、かつ簿記3級程度の知識を有する母子家庭の母及び寡婦
- b 実施回数 年1回 5時間×4日（20時間）
- c 場所 中央・城北職業能力開発センター 飯田橋校
- d 内容 会計ソフト「勘定奉行」の基本と簿記の復習
- e 講師 中央・城北職業能力開発センター 講師

カ 地区母子会主催のパソコン講習会への支援（寄附行為第4条第2号事業）

（ア）目的

母子家庭の母等が自立に必要な知識・技能を習得するため、地区母子会との共催により、パソコン講習会を実施する。

（イ）事業内容

- a 対象者 母子会会員と地域の未会員
- b 実施方法 実施母子会に講師謝礼及び会場借上費の2分の1を負担する。

キ 母子家庭相談指導者研修会（都委託事業・寄附行為第4条第3号事業）

（ア）目的

地域におけるひとり親家庭に対する支援者を対象に、相談・指導等の充実を図るため、就業支援を主要なテーマとした研修会を実施する。

（イ）事業内容

- a 対象者

地域で母子家庭に対する相談・指導等の活動を行っている者、母子自立支援員、民生児童委員、母子生活支援施設相談員、子ども家庭支援センター相談員、民間相談機関相談員等

b 実施回数 5回

(2)「母子相談の家」事業（寄附行為第4条第1号事業）

ア 目的

身近な母子家庭の相談窓口として「母子相談の家」を設置し、地域の母子福祉の増進に資する。

イ 事業内容

- ・相談員が自宅で相談に応じる。
- ・相談員が毎週土曜日、ひとり親Tokyo事務室において、電話相談を受ける。

(3)「東京ムーヴ」の活動（寄附行為第4条第1号事業）

ア 目的

東京ムーヴは本協議会の専門部として、若年母子にレクリエーションや研修会などの交流の場に参加を呼びかけ、会員を増やすとともに母子会の活性化・組織化を図る。企業、NPO法人など他団体との連携も図っていく。

イ 事業内容

東京ムーヴ役員会、ひとり親部会議、交流事業、研修事業

(4)新規会員の獲得のために地区母子会が行う交流事業に対する助成（寄附行為第4条第1号事業）

ア 目的

孤立しがちな母子家庭等が気軽に仲間づくりができるように、地区母子会が呼びかけて実施する交流事業の経費の一部を助成することによって、新規会員加入促進、組織強化、母子会活動の活性化に資することを目的とする。

イ 事業内容

広く広報を行って実施する会員・未会員を対象とする交流事業に要する経費を助成する。事業に要する経費のうち講師謝礼、賃借料、通信費、印刷費、消耗品費、行事保険掛金の合計の4分の3（上限1万円・年1回）を助成する。

(5)資格取得会員に対するお祝い金の支給（寄附行為第4条第1号事業）

ア 目的

地区母子会の会員が平成19年4月1日以降に就業に有効な資格を取得した場合、お祝い金を支給する。

イ 事業内容（レベルアップ）

ホームヘルパー2級資格取得に加え、国の「母子家庭自立支援給付金事業（教育訓練給

付金・高等技能訓練) 該当資格取得者に拡大して支給する。

5,000円/人

(6) 連絡提携事業 (寄附行為第4条第5号事業)

ア 目的

地区母子会相互間及び地区母子会と本協議会との間の情報交換や連絡等を密にし、地区での活動の推進に資するものとする。

本年9月に開催する関東地区母子寡婦福祉研修大会を運営する。大会に向けて地区母子会総力を挙げて準備していく。

イ 事業内容

(ア) 第62回関東地区母子寡婦福祉研修大会の開催

a 目的

関東地区の母子寡婦の関係者が一堂に会し、いま母子寡婦は何ができ、何を求めようとしているかについて等幅広い意見交換を通じ、母子寡婦福祉団体の組織強化を推進するために開催する。厚生労働省、東京都、東京都社会福祉協議会等の後援を予定している。

b 日時

平成20年9月27日(土)・28日(日)

c 会場

きゅりあん(於:品川区立総合区民会館)

d 参加者

関東甲信越静地区母子寡婦福祉団体関係者(約500名)

e 研修課題

全国統一活動テーマ「地域での活動の輪を更に広げよう」

地区ブロック研修大会テーマ 母子に関するテーマ「子と共に生きる力を育もう」

母子寡婦共通テーマ「共に歩もう母子と寡婦」

f プログラム

第1日目

- ・開会式
- ・行政説明
- ・シンポジウム

コーディネーターは立教大学コミュニティ福祉学部准教授 湯澤直美氏

課題発表者は参加団体推薦者

助言者 厚生労働省家庭福祉課長、東京都育成支援課長、全母子協会長

- ・講演 立教大学コミュニティ福祉学部准教授 湯澤直美氏
- ・閉会式 研修大会決議 ①決議要望書 ②申し合わせ事項
- ・第2日目 視察

g 第62回関東地区母子寡婦福祉研修大会準備等

- ・リーダー会 随時(大会1か月前を含む。)

- ・第62回関東地区母子寡婦福祉研修大会（13都県市）会長会議の開催  
4月12・13日

- (イ) 会長会 1回 交流会 1回
- (ウ) 機関紙の発行  
「ひとり親Tokyo」発行 年3回（1回・3700部）

ウ 関係団体との連絡・提携

- (ア) 母子寡婦福祉団体  
全国母子寡婦福祉団体協議会
- (イ) 行政機関  
厚生労働省・東京都・区市(母子自立支援員)・ハローワーク・マザーズ&レディーズのハローワーク
- (ウ) その他の団体  
東京しごとセンター・東京都社会福祉協議会・区市町村社会福祉協議会・21世紀職業財団・東京都民生委員・児童委員連合会・東京都共同募金会・各種婦人団体・NPO 法人・企業

(7) ひとり親家庭私立高等学校等入学金貸付の償還に関する事業

(都補助事業・寄附行為第4条第4号事業)

ア 目的

ひとり親家庭の児童の進学を支援するため、私立高等学校に入学する際に必要な入学金、施設費を対象とする資金の貸付を昭和59年度から平成16年度まで実施してきた。平成17年度からは円滑かつ適正な償還事務を行う。

イ 事業内容

資金の貸付に基づく、償還に関する事務を行う。

平成18年度より「東京都ひとり親家庭私立高等学校等入学金貸付の償還に関する事務処理検討委員会」を設置し、未償還者に対する償還促進に取り組むこととしている。

(8) ひとり親家庭等電話相談事業（都委託事業・寄附行為第4条第7号事業）

ア 目的

仕事や育児等に追われ、さまざまな問題を抱えながら、身近なところの相談相手を必要とするひとり親家庭の親などに対し、利用しやすい日曜日・祝日に電話による相談事業を実施する。

イ 事業内容

(ア) 相談内容

住宅や医療など生活一般、教育やしつけなど子どものこと、母子福祉資金や養育費のこと、生活援護のことなど



(イ) 相談日等

日曜日及び祝日（年末、年始を除く）

午前9時～午後4時（受付時間）

(ウ) 相談体制

専門相談員2人を配置

(9) 事業運営のための収益事業（寄附行為第4条第8号事業）

ア 目的

本協議会の事業運営の経費に当てるため、母子及び寡婦福祉法に基づき、売店の経営及び自動販売機の運営等の収益事業を行う。

イ 事業内容

(ア) 売店 2店（東京都児童会館1、東京体育館1）

(イ) 自動販売機 61台（東京都等28施設）